

# 目 次

会期日程表 .....	1
第 1 号 (7月28日)	
開会、閉会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
追加議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	5
日程の追加 .....	8
議案第31号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	8
閉会の宣告 .....	10
署名議員 .....	10

平成26年第5回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 平成26年7月28日  
会期 1日間  
閉会 平成26年7月28日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
7月28日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第31号質疑、経済建設常任委員会付託
		委員会	午前10時15分	議案第31号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		本会議	午前10時40分	経済建設常任委員会報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間



## 平成26年第5回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成26年7月28日

### 1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成26年7月28日 午前10時00分)

閉 会 (平成26年7月28日 午前10時36分)

### 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 産業振興課長 大 城 武

総務課長兼  
村史編纂室長 島 袋 幸 俊

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案 第31号	塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約について	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第31号	塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決

---

### ◎開会の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
ただいまから平成26年第5回大宜味村議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 新城一智議員及び3番 平良英勝議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第4 議案第31号 塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） おはようございます。  
大変暑い毎日でございますが、大変お疲れのところ、平成26年第5回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員ご出席のもとに審議できますことに感謝を申し上げます。  
それでは議案第31号 塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約について  
塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求めます。

## 記

- 1 契約の目的 塩屋漁港突堤及び砂留堤工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金6,102万円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字喜如嘉580番地  
商号 有限会社 新栄建設  
氏名 代表取締役 山口 義則

平成26年7月28日提出  
大宜味村長 島袋義久

### 提案理由

本件については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（金城 勇） 産業振興課長。  
(大城 武産業振興課長 登壇)

- 産業振興課長（大城 武） おはようございます。

塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の契約の内容について説明します。

まず、目的ですが、この事業につきましては、平成23年度より平成28年度完了予定までの継続事業となっています。塩屋漁港は、台風襲来時の安全な船揚げ作業の確保及び干潮時の出漁日数を確保することや、就労環境の改善を図るため、砂留堤、突堤、泊地浚渫及び船揚場先端改良を整備し、避難時間の軽減を図ると同時に、浮き棧橋、防暑施設等を整備し、就労環境の改善を図るものであります。また、地域創造型施設として生産物直売店を整備することにより、海ブドウやシャコガイなどの生産物及び品質の向上を図り、地域産業の誘発効果を期待する事業であります。

事業名としましては、漁村地域整備交付金事業です。工事名としまして、塩屋漁港突堤及び砂留堤工事。工事場所につきましては、資料の5ページになりますが、この平面図の中で赤い部分が今回の契約場所となっています。突堤のほうは55メートル、砂留堤が27メートル、図面の中の青い部分についてはこれまで完了した地域です。緑の部分については、これから施工していく場所となっています。

工事概要につきましては、突堤が延長55メートル、砂留堤が27メートル。突堤の基礎工事としては、捨石投入によって、石の重さが5キログラムから200キログラムのものを使います。被覆工としまして、被覆石を1トン程度のものを使います。砂留堤についても同じような形になります。

工期については、平成26年12月19日までの予定となっています。

以上で説明を終わります。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

- 1番（大城佐一） ちょっと確認したくて、今、質疑しているんですが、この突堤を、赤い部分、55メートルつくった場合に、前にどこかで一般質問をしたんですが、この通りの潮流の流れの変化等は計算も出されているのか、その辺も確認したいんですが。

- 議長（金城 勇） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大城 武） 突堤とか砂留堤については、コンサルタントにおいて潮流とか計算された上で設置場所を決定しています。
- 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。
- 1番（大城佐一） 潮流は専門じゃないんですけど、今、この突堤が出た場合、単純に考えて、もし突堤がないときは、潮の流れがこう来て、診療所方向に流れてくることもあると思うんですよね。この突堤ができたがゆえに潮の流れはこれに当たって逆に行って、その流れがまたもとの塩屋小学校の通うところに余計、単純な考えですけれどもね、私の。こういうふうにならないかということ。これはどういうふうな潮の流れに、今、コンサルタントにしたというんですが、潮の流れがどういうふうになっているのか、その辺がわかれば、ひとつ返答できればお願いしたいと思います。
- 議長（金城 勇） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大城 武） 今、砂留堤に対する潮の流れというのは把握できるんですが、突堤についての潮の流れがちょっと今、説明できません。資料としてはとりあえずあるんですけども。
- 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。
- 1番（大城佐一） あっちこっちにある突堤を見ても、この突堤の、今これから見ると突堤の旧塩屋橋側というんですか、診療所側じゃなくて、そこにまた砂がたまる可能性が出てくるわけですよね、突堤を見るとですね、こういうふうにあっちこっち砂もたまる場所がそこになってくるんじゃないかと思っているんですが、それによってまた、潮の流れが変化が起これると思うので、その辺も前の質問と関連づけた、潮流の潮の流れの変化というのが示せれば、今後資料としてお願いしたいんですけども、よろしくお願いしたいと思います。
- 議長（金城 勇） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大城 武） この件につきましては、資料をちゃんと整理して提示したいと思います。
- 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。  
2番 新城一智議員。
- 2番（新城一智） 1つだけ確認させてください。  
説明資料の図面を見ると、砂留堤の27メートルが今回入っているんですけども、工事からいくと、この50メートル一気にやってもよかったんじゃないかと思うんですけども、何で、予算の関係上なのか、どういうふうなのか、この辺、説明お願いします。
- 議長（金城 勇） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大城 武） 本来ですと、一気にやるべきだと思うんですが、予算の関係上、やっぱり区切らないといけないような状況になります。以上です。
- 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。  
6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） 議案説明書の目的のほうをお伺いしておきたいんですが、今回、この議案は、塩屋漁港の突堤及び砂留堤工事の請負契約ということなんですけど、この目的の説明されているのを見ますと、今回の議案以外にもいろいろ生産物直売店などをやって、いろいろなものの効果を期待するという説明なんですけど、今回のこの議案の中身に沿った説明ということは、突堤と砂留堤の説明だけでと

どめるべきだと思うんです。これからすると漁港全体の将来構想を目的として計算されている感じがするんですね。それは県との調整とかいろいろやった申請書類と全く同じような内容じゃないかと思うんです。今回、提案された契約の中身についての目的と書いていただいたほうがいいと思うんですがね。それは余談になるかもしれませんが、サービス精神が旺盛なのはわかるわけですが、今回の工事の内容は目的はこうですとやるのがあれであって、将来像までいろいろ書かれていますからね、提案するに当たって、その辺、配慮いただきたかったなと思いはするんです。ひとつ、今後、こういうたぐいのものが、将来、平成27年度まで出てくる予定がありますので、その点、ひとつ。工事の目的はきちんとかいつまんでやっていただくことを考えていただきたいと要望するんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） 大変申しわけありません。部分的な説明をしようかと思っただけなんですけど、やっぱりこの事業全体を示したほうがわかりやすいんじゃないかということで今回このような形にしました。今後、ちょっと気をつけていきたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号 塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

---

○ 議長（金城 勇） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時13分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時31分）

---

#### ◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第31号 塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第31号 塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第31号 塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1として一括議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第31号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 追加日程第1 議案第31号 塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第117号

平成26年7月28日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城辰徳

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第31号	塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約について	可決 全会一致

(宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ **経済建設常任委員会委員長（宮城辰徳）** ただいま議題となりました議案第31号について、経済建設常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長兼村史編纂室長及び産業振興課長の出席を求め、7月28日午前10時15分から行いました。

議案第31号 塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約についてを報告します。

本件は、安全な船揚げ作業の確保、干潮時の出漁日数の確保、及び就労環境の改善を図るための工事の請負契約であります。

工事の概要は、突堤工55m、砂留堤工27m、漁村地域整備交付金事業により整備するもので平成25年度繰越事業であります。

請負契約金額は、6,102万円、契約の相手は有限会社新栄建設、工期は平成26年7月30日から平成26年12月19日までとなっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告を終わります。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第31号 塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号 塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約についての討論を行います。討論あり

ませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第31号 塩屋漁港突堤及び砂留堤工事の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○ 議長(金城 勇) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○ 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第5回大宜味村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時36分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員